

週休2日モデル工事の改定概要【令和7年10月改定】

	発注者指定型 (令和6年10月改定)	受注者希望型 (令和6年10月改定)
適用時期	令和6年10月～令和7年9月起工	令和6年10月～令和7年9月起工
対象工事	- 設計金額4,500万円以上かつ一般競争入札により発注する工事。 - 土木部（営繕除く）及び水産部漁港漁場課が所管する事業が対象。	- 土木部（営繕除く）及び水産部漁港漁場課が所管する事業のうち、発注者指定型による発注に該当しない工事。 ただし、下記※に該当する工事は除く。 ※ 災害復旧工事のうち緊急対応を要する工事（応急工事等）
実施内容	月単位または通期の4週8休以上	月単位または通期の4週8休以上
実施方法	- 週休2日の実施パターン（月単位または通期の4週8休以上）を着手前に協議・宣誓したうえで実施するが、<u>通期の4週8休以上となる休日確保は必須</u>。 - 月単位の4週8休実施を宣誓し達成できた場合は、補正経費を通期から月単位に変更するが、月単位の4週8休達成に係る評点の上乗せは行わない。（月単位・通期に関わらず4週8休以上達成が評価対象、月単位の4週8休以上が未達成でもペナルティはないが<u>通期の4週8休以上が未達成の場合は減点</u>） - 月単位の4週8休実施を宣誓せずに月単位の4週8休を達成しても、補正経費の変更は行わない。 - 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除。	- 週休2日実施の有無及び実施パターン（月単位または通期の4週8休以上）を着手前に協議・宣誓したうえで実施。 - 月単位の4週8休実施を宣誓し達成できた場合は、補正経費を通期から月単位に変更するが、月単位の4週8休達成に係る評点の上乗せは行わない。（月単位・通期に関わらず4週8休以上達成が評価対象、月単位または通期の4週8休が未達成でもペナルティはない） - 月単位の4週8休実施を宣誓せずに月単位の4週8休を達成しても、補正経費の変更は行わない。 - 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除
経費補正の計上方法	- 当初は通期の4週8休以上の補正経費を計上して発注。（港湾・漁港は月単位の補正のみであるため当初は未計上） - 月単位の4週8休実施を宣誓し達成した場合は、補正経費を月単位の4週8休以上に変更。 - 通期の4週8休未達成時は補正経費を減額。（港湾・漁港は当初どおり補正なし） - 現場作業期間が1月に満たない工事については、月単位の4週8休以上の補正経費を適用しない。	- 当初は通期の4週8休以上の補正経費を計上して発注。（港湾・漁港は月単位の補正のみであるため当初は未計上） - 月単位の4週8休実施を宣誓し達成した場合は、補正経費を月単位の4週8休以上に変更。 - 通期の4週8休未達成時は補正経費を減額。（港湾・漁港は当初どおり補正なし） - 現場作業期間が1月に満たない工事については、月単位の4週8休以上の補正経費を適用しない。
成績評定の加点	最大2.4点 (文書通知発出時は加点なし)	最大2.4点 ※施工プロセッサの対象を4週6休以上から4週8休以上に改定
成績評定の減点	-2点	なし



	発注者指定型 (令和7年10月改定)	受注者希望型 (令和7年10月改定)
適用時期	令和7年10月起工～	令和7年10月起工～
対象工事	- 設計金額4,500万円以上かつ一般競争入札により発注する工事。 - 土木部（営繕除く）及び水産部漁港漁場課が所管する事業が対象。	- 土木部（営繕除く）及び水産部漁港漁場課が所管する事業のうち、発注者指定型による発注に該当しない工事。 ただし、下記※に該当する工事は除く。 ※ 災害復旧工事のうち緊急対応を要する工事（応急工事等）
実施内容	完全週休2日（土日）または月単位の週休2日	完全週休2日（土日）または月単位の週休2日
実施方法	- 週休2日の実施パターン（完全週休2日（土日））または月単位の週休2日）を着手前に協議・宣誓したうえで実施するが、<u>通期の週休2日以上となる休日確保は必須</u>。 完全週休2日（土日）の実施を宣誓し達成できた場合は、補正経費を月単位の週休2日から完全週休2日（土日）に変更するが、完全週休2日（土日）達成に係る評点の上乗せは行わない。（<u>通期の週休2日以上達成が加点対象、完全週休2日（土日）が未達成でもペナルティはないが通期の週休2日が未達成の場合は減点</u>） 完全週休2日（土日）の実施を宣誓せずに完全週休2日（土日）を達成しても、補正経費の変更は行わない。 - 受注者の責によらず現場閉所が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除。 港湾・漁港請負工事積算基準を適用する工事については、完全週休2日（土日）を達成した場合でも完全週休2日（土日）の経費補正は行わない。	- 週休2日の実施パターン（完全週休2日（土日））または月単位の週休2日）を着手前に協議・宣誓したうえで実施。 完全週休2日（土日）の実施を宣誓し達成できた場合は、補正経費を月単位の週休2日から完全週休2日（土日）に変更するが、完全週休2日（土日）達成に係る評点の上乗せは行わない。（<u>通期の週休2日以上達成が加点対象、通期の週休2日が未達成でもペナルティはない</u>） 完全週休2日（土日）の実施を宣誓せずに完全週休2日（土日）を達成しても、補正経費の変更は行わない。 - 受注者の責によらず現場閉所が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除 港湾・漁港請負工事積算基準を適用する工事については、完全週休2日（土日）を達成した場合でも完全週休2日（土日）の経費補正は行わない。
経費補正の計上方法	- 当初は月単位の週休2日の補正経費を計上して発注。 完全週休2日（土日）を宣誓し達成した場合は、補正経費を完全週休2日（土日）に変更。（港湾・漁港は除く） 月単位の週休2日を未達成の場合は、週休2日の経費補正を減額。 現場作業期間が1週間に満たない工事については、週休2日モデル工事の対象外とする。	- 当初は月単位の週休2日の補正経費を計上して発注。 完全週休2日（土日）を宣誓し達成した場合は、補正経費を完全週休2日（土日）に変更。（港湾・漁港は除く） 月単位の週休2日を未達成の場合は、週休2日の経費補正を減額。 現場作業期間が1週間に満たない工事については、週休2日モデル工事の対象外とする。
成績評定の加点	最大2.0点 ※通期の週休2日以上達成で加点 (文書通知発出時は加点なし)	最大2.0点 ※通期の週休2日以上達成で加点
成績評定の減点	-2点	なし

※完全週休2日（土日）：対象期間全ての週で土日の現場閉所を実施
月単位の週休2日：対象期間の全ての月で4週8休以上の現場閉所を実施
通期の週休2日：対象期間全体で4週8休以上の現場閉所を実施